

契約ルールなど見直し民法改正へ

お金の貸し借りなど契約のルールを定めた民法の規定（債権法）が、約120年ぶりに見直しされることになりました。社会やくらしが大きく変化したことを受けての改正で、消費者保護も手厚くなります。公布日（6月3日）から3年以内に施行の予定です。

新たにできるルールとして、これまでお金の支払いを請求できる期間は、飲食代が1年、弁護士の報酬は2年、個人の貸し借りは10年とまちまちでしたが、5年に統一されることになりました。

インターネット通販などで示す「約款」において、消費者側が一方的に不利益となる内容は無効になるとし、消費者保護の規定も盛り込まれました。

欠陥商品を購入してしまった場合、これまで契約解除が損害賠償しか求められませんでした。改正後は修理や交換を求めることもできるようになります。

これまで判例によってすでに定着している「認知症などで判断能力の欠如した状態で結んだ契約は無効にできる」「賃貸住宅の敷金は部屋明け渡しのとくに原則として借り手に返還する」「賃貸物件の年月を経ることによる劣化については貸し主側の負担となる」などは、条文で明文化されました。



相談電話番号

●長万部町役場産業振興課 ☎2-2455 ●消費者ホットライン（局番なし） 188

こんにちは

八雲警察署です



両親や祖父母に伝えよう！

65歳以上の方や女性の被害が多い！

オレオレ詐欺被害防止「絆メッセージ」～家族から被害者を出さないために～

①今年は、電話で家族などのふりをして「トラブル(※)にあい、困った。助けて。お金が必要。」と言ってお金をだまし取るオレオレ詐欺がとて増えています。

(※) トラブルの例

「会社のお金が入ったカバンをなくした。」
「株で失敗した。」「女性を妊娠させた。」など

②私は、電話で「お金が欲しい。」「お金を振り込んで欲しい、人に渡して欲しい、送って欲しい。」なんて、絶対に言いません！

③もし、このような電話が来たら、とにかく私や家族、警察に相談してください。

このメッセージは、みなさんの大切なご家族がオレオレ詐欺の被害に遭わないように、みなさんの声で直接ご家族に伝えてもらうためのものです。

実家帰省をされるみなさん、両親や祖父母など大切な方々へ「絆メッセージ」をお伝えください。



北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議
(事務局：北海道 北海道警察 北海道教育委員会)

(有料広告)

サービス付き高齢者向け住宅

ケアパレス平里



ゆったりと安心・安全な暮らし

※60歳以上の方お気軽に
ご相談ください

随時見学、ご相談承ります！

入居者募集中！

株式会社 鈴木総合サービス

〒049-3513
山越郡長万部町字平里43-5
TEL・FAX (01377) 2-3338